

## 社会活動振興バス【利用のきまり】

運 行 の 範 囲	◎ 教育委員会実施の社会教育事業 上記事業に支障がない場合は以下の目的も可。	受付開始日	年間利用 回数制限
	①教育委員会が行う社会教育事業以外の事業	4か月前の1日	なし
	②社会教育団体の全町的連合体が行う研修等事業 (例:自治会連合会・PTA連合会・体育協会・文化連盟・老人クラブ連合会)		3回
	③町が実施する事業(町各部局・保育園・保育所)	3か月前の1日	なし
	④社会教育関係の単位団体、教育委員会援助団体、福祉団体 が行う研修等事業 (例:単位自治会・単位老人クラブ・スポーツ少年団・単位女性部・ 単位子ども会・社会福祉協議会・障害者団体・単位PTA)		3回
	⑤上記以外の団体が行う公共性の高い芸術・文化鑑賞事業 (例:子ども芸術フェスティバル実行委員会、劇団みずなら)		
	⑥上記以外の事業で教育長が特に認めるもの。	随時	なし

規程 第3条 の項	運行許可基準	
1	バス台数	団体の利用は1日1台とする。 ただし、4月～11月の間は55名を超える場合は1日2台の利用を認める。
2	乗員人員	1台15名以上55名以内。 【目安】 ※積荷も考慮し検討下さい。 ・小型バス…15名～22名 ・中型バス…23名～27名 ・大型バス…28名～55名
3	利用日数	連続利用は2日間まで(1泊2日は可能)。 ※やむをえず2日間を超える連続利用の場合、経費は利用団体の負担とする。
4	走行距離	1日あたり400km以内。 <u>250kmを超える経費は利用団体が負担する。</u> ※運行開始(出庫)から運行終了(帰庫)までの空走距離も含む。
5	安全管理	引率責任者、安全管理対策が明確であること。
6	運行時間	原則午前5時～午後10時まで。 ※行程に無理がないこと。
7	利用回数	左図参照
8	その他料金	①バス運行に係る駐車代金、高速道路利用料及び 運転手宿泊料は利用者の負担とする。 ②宿泊場所を団体が確保する場合、バスの駐車場 を確保する ③駐車場所の確保が困難な場合はバス会社に連 絡し相談を行う。